

# 国公有財産の最適利用プランの策定（大阪府大阪市）

～ 市の施設を活用した国の庁舎の移転 ～

## 最適利用の基本方針

浪速国道事務所は第二京阪道路事業完了後、大阪湾岸道路西伸部や淀川左岸線延伸部が事業化し、現事務所立地は事業箇所と関係機関へのアクセス面から、ピーク時の効率と事業箇所変遷に伴う柔軟性確保が課題であった。また国が課題解決のための、移転先地域として検討していた大阪市等では、公共施設マネジメント基本方針に基く、施設の再編整備を進めており、空き施設活用について検討されていた。

このため、国は大阪市と連携し、道路事業における地元調整等の効率化、将来の事業箇所とバランスのとれた拠点確保のため、市の空き施設の有効活用を図る。国は市の空き施設を転活用することにより、早期の事業効率化を実現し、立地は道路事業関係機関と近く、施設利用者の利便性及び行政サービス向上も見込まれ、大阪圏の新たな環状道路整備の円滑な推進に寄与するものである。

## 対象財産の概要

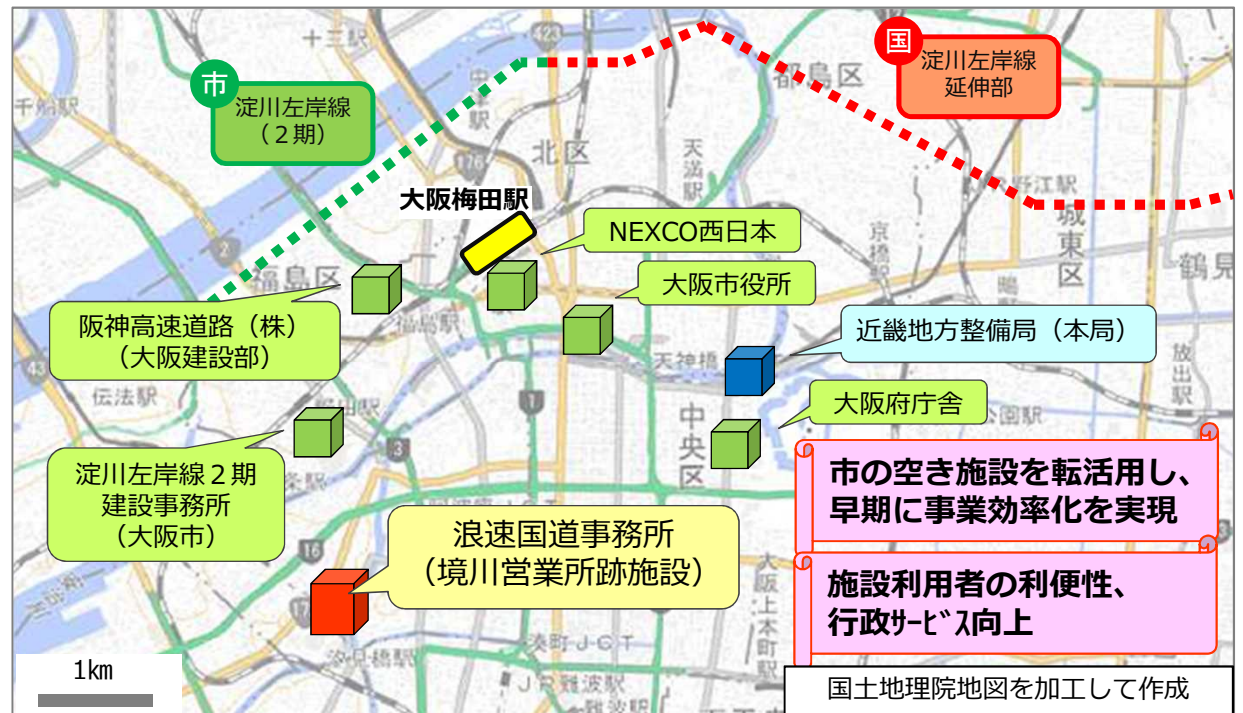
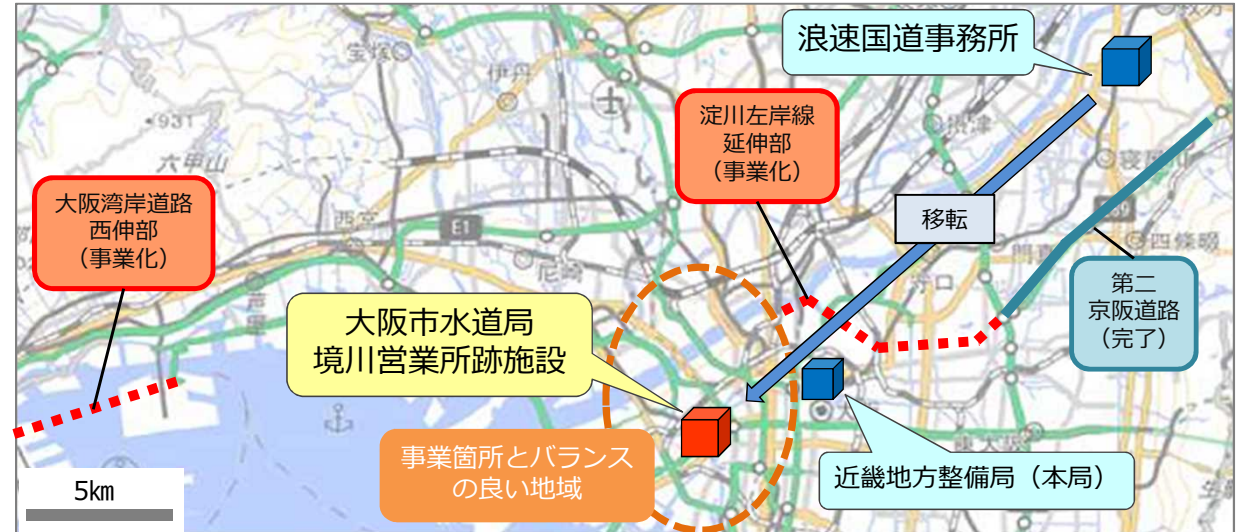
### ○大阪市水道局境川営業所跡施設

所在地 大阪府大阪市西区九条南1丁目9-10外  
 建物 平成13年築 鉄骨鉄筋コンクリート造  
 地下1階付13階建て 延8,077.26㎡  
 のうち2,316.85㎡(公借)

## 対象（計画）期間

令和3年6月～ 浪速国道事務所の移転予定

庁舎等利用計画図



市の空き施設を転活用し、早期に事業効率化を実現  
 施設利用者の利便性、行政サービス向上

国土地理院地図を加工して作成